

未来に向かって環境のトータルアドバイザー

RIKKA REPORT

立華工業株式会社 静岡県富士市本市場 422 01 〒416-0906 : 清水営業所
 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654 URL <http://www.rikka.co.jp> E-mail info@rikka.co.jp

公共用水域において、新たに水生生物の保全に係る水質環境基準の項目として、「直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩」が追加されました。(施行日 平成25年3月27日)

<今回追加>

水域	類型	基準値※		
		全亜鉛	ノルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
川 及 湖 沼	生物A	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
	生物特A	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
	生物B	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
	生物特B	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
海 域	生物A	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
	生物特A	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

※基準値は、年間平均値とします。

弊社では水質汚濁防止法および下水道法施行令などの各種水質分析を承ります。下記担当者までお気軽にご連絡ください。

富士本社 環境分析部 加藤雅士・城所 亨
 分析2課 池田博一(水質担当)
 営業部 望月久彰

富士市本市場422の1 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654

1. 水生生物の保全に係る水質環境基準とは

今までの水質環境基準は「人の健康の保護」や「生活環境の保全」の観点から設定されてきました。しかし、「健全な生態系の維持・再生」や「良好な水環境の保全」のためには、水生生物への影響を考慮すべきであると考えられるようになりました。

そこで、平成15年11月に「水生生物の保全に係る水質基準」が環境省から告示されました。

水生生物の保全に係る水質環境基準は、「全亜鉛」、「ノニフェノール」と今回追加された「直鎖アルキルベンゼンスルホン酸」を含めた3物質について以下の基準が定められています。

水域	類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
			全亜鉛	ノニフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸
河川及び湖沼	生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれら餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
	生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)または幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
	生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれら餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
	生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.004mg/L 以下
海域	生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
	生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)または幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

2. 水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定とは

類型指定とは、知事が各水域(河川・湖沼・海域)ごとに環境基準を決めることです。

静岡県の場合、静岡県知事から諮問を受けた「静岡県環境審議会」が魚類の分布状況、冷水性の魚類の生息状況、河床構造などの結果をもとに決められています。

平成25年4月1日からは、伊東大川等32河川・1湖沼の水域が、水生生物に係る水質環境基準の類型指定に追加されました。

静岡県内における水生生物に係る環境基準の類型設定水域

水域	名称	水生生物類型	設定期日	達成期間
伊豆 水域	★伊東大川上流	生物A	H25. 4. 1	直ちに達成
	★伊東大川下流	生物B	H25. 4. 1	直ちに達成
	河津川	生物A	H23. 4. 1	直ちに達成
	稲生沢川	生物B	H23. 4. 1	直ちに達成
	青野川	生物B	H23. 4. 1	直ちに達成
★白田川	生物A	H25. 4. 1	直ちに達成	
鮎沢川水域	★鮎沢川	生物A	H25. 4. 1	直ちに達成
狩野川 水域	狩野川上流	生物A	H23. 4. 1	直ちに達成
	狩野川中流	生物A	H23. 4. 1	直ちに達成
	狩野川下流	生物B	H23. 4. 1	直ちに達成
	黄瀬川上流	生物B	H23. 4. 1	直ちに達成
	黄瀬川下流	生物B	H23. 4. 1	直ちに達成
	大場川上流	生物A	H23. 4. 1	直ちに達成
	大場川下流	生物B	H23. 4. 1	直ちに達成
	来光川上流	生物A	H23. 4. 1	直ちに達成
来光川下流	生物B	H23. 4. 1	直ちに達成	
田子の浦 水域	★潤井川	生物A	H25. 4. 1	直ちに達成
	★沼川上流	生物B	H25. 4. 1	直ちに達成
	★沼川下流	生物B	H25. 4. 1	直ちに達成
富士川 水域	富士川下流	生物B	H21. 11. 30	直ちに達成
	★芝川上流	生物A	H25. 4. 1	直ちに達成
	★芝川下流	生物A	H25. 4. 1	直ちに達成
奥駿河湾 水域	巴川	生物B	H25. 4. 1	直ちに達成
	興津川上流	生物A	H23. 4. 1	直ちに達成
	興津川下流	生物B	H23. 4. 1	直ちに達成
静岡 水域	★安倍川上流	生物A	H25. 4. 1	直ちに達成
	★安倍川下流	生物A	H25. 4. 1	直ちに達成
	★藁科川	生物A	H25. 4. 1	直ちに達成
	★浜川	生物B	H25. 4. 1	直ちに達成
	★丸子川	生物B	H25. 4. 1	直ちに達成
志太 水域	★瀬戸川上流	生物A	H25. 4. 1	直ちに達成
	★朝比奈川上流	生物A	H25. 4. 1	直ちに達成
	★瀬戸川下流及び 朝比奈川下流	生物B	H25. 4. 1	直ちに達成
	★小石川	生物B	H25. 4. 1	直ちに達成
	★黒石川	生物B	H25. 4. 1	直ちに達成
	★栃山川	生物B	H25. 4. 1	直ちに達成
大井川 水域	★大井川上流	生物A	H25. 4. 1	直ちに達成
	★大井川中流	生物A	H25. 4. 1	直ちに達成
	★大井川下流	生物A	H25. 4. 1	直ちに達成
榛南小笠 水域	★菊川上流	生物B	H25. 4. 1	直ちに達成
	★菊川下流	生物B	H25. 4. 1	直ちに達成
	★牛淵川	生物B	H25. 4. 1	直ちに達成
	★荻間川	生物B	H25. 4. 1	直ちに達成
	★湯日川	生物B	H25. 4. 1	直ちに達成
	★坂口谷川	生物B	H25. 4. 1	直ちに達成
	★勝間田川	生物B	H25. 4. 1	直ちに達成
太田川 水域	★太田川上流	生物B	H25. 4. 1	直ちに達成
	★太田川下流	生物B	H25. 4. 1	直ちに達成
	★原野谷川	生物B	H25. 4. 1	直ちに達成
	★仿僧川	生物B	H25. 4. 1	直ちに達成
	★敷地川	生物B	H25. 4. 1	直ちに達成
	★逆川上流	生物B	H25. 4. 1	直ちに達成
	★逆川下流	生物B	H25. 4. 1	直ちに達成
天竜川 水域	佐久間貯水池	湖沼生物A	H21. 11. 30	直ちに達成
	天竜川上流	生物A	H21. 11. 30	直ちに達成
	天竜川下流	生物B	H21. 11. 30	直ちに達成
馬込川 水域	★馬込川上流	生物B	H25. 4. 1	直ちに達成
	★馬込川下流	生物B	H25. 4. 1	直ちに達成
浜名湖 水域	★新川	生物B	H25. 4. 1	直ちに達成
	★伊佐地川	生物B	H25. 4. 1	直ちに達成
	★都田川	生物B	H25. 4. 1	直ちに達成
	★佐鳴湖	湖沼生物B	H25. 4. 1	直ちに達成

★印は平成25年4月1日から新たに設定された箇所(静岡県告示第23号 H25. 1. 15)

RIKKA TOPICS

「第20回富士山麓ブナ林創造事業」に弊社も協力させて頂きました。

富士山麓の自然を守るために富士市が取り組んでいます「第20回富士山麓ブナ林創造事業」に、ブナ苗木20本を富士市に寄贈しました。

この事業は、富士山麓の貴重な自然を市民、企業、行政が一体となって適正に保全・創造し、後生に継承していくために、富士市が平成6年から取り組んでいる植樹事業です。



本年4/29(祝)に開催された富士山麓の市有林伐採跡地での植樹には約550名が参加し、弊社従業員とその家族11名も、シャベルや移植ごてを使って寄贈したブナ苗木を植えました。

また本事業終了後には、富士市より今回の寄贈にあたり、お礼状を頂戴しました。

このような自然保護活動を通じ、環境に携わっている会社として、微力ではありますが地域皆様のために今後も協力させて頂きま

立華工業株式会社
代表取締役 池田 勝弘 様

富士市長 鈴木 尚
(環境部環境保全課)

富士山麓ブナ林創造事業への寄付のお礼について

新緑の候、貴台にはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素より、富士市の自然保護行政におきましては、ご理解ご協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、この度は富士山麓の自然保護及び環境保全のために、過分なるご寄付をいただき重ねてお礼申し上げます。寄付していただいた苗木は、第20回富士山麓ブナ林創造事業にて植栽木として、参加者の皆様の手によって植樹していただきました。ここに、深く感謝申し上げますと共に、皆様のますますのご繁栄をお祈り申し上げます。